

【令和 7 年 3 月 1 日（案）】

※下線赤字部分は変更箇所

新	旧				
<p>第 1 条～第 1 8 条（略）</p> <p>附則 平成 3 1 年 4 月 1 日施行分まで（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 2 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>委員 公共交通事業者 (タクシー事業者関係者)</td> <td>一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部 船橋タクシー有限会社 有限会社九十タクシー 有限会社サンタクシー <u>京成タクシーセントラル株式会社</u></td> </tr> </table>	委員 公共交通事業者 (タクシー事業者関係者)	一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部 船橋タクシー有限会社 有限会社九十タクシー 有限会社サンタクシー <u>京成タクシーセントラル株式会社</u>	<p>第 1 条～第 1 8 条（略）</p> <p>附則 平成 3 1 年 4 月 1 日施行分まで（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 2 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>委員 公共交通事業者 (タクシー事業者関係者)</td> <td>一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部 船橋タクシー有限会社 有限会社九十タクシー 有限会社サンタクシー 京成タクシー船橋株式会社</td> </tr> </table>	委員 公共交通事業者 (タクシー事業者関係者)	一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部 船橋タクシー有限会社 有限会社九十タクシー 有限会社サンタクシー 京成タクシー船橋株式会社
委員 公共交通事業者 (タクシー事業者関係者)	一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部 船橋タクシー有限会社 有限会社九十タクシー 有限会社サンタクシー <u>京成タクシーセントラル株式会社</u>				
委員 公共交通事業者 (タクシー事業者関係者)	一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部 船橋タクシー有限会社 有限会社九十タクシー 有限会社サンタクシー 京成タクシー船橋株式会社				